

「基準器検査規則の一部を改正する省令」及び「基準器検査規則の規定に基づく  
事由及び経済産業大臣が定める期間を定める件」について

令和2年4月28日  
経済産業省産業技術環境局  
計 量 行 政 室

1. 題名

「基準器検査規則の一部を改正する省令」及び「基準器検査規則の規定に基づく  
事由及び経済産業大臣が定める期間を定める件」について

2. 趣旨

基準器検査規則第二十一条の規定に基づき定められた基準器検査証印の有効期  
間の延長措置を講じるもの。

3. 意見公募手続の実施の有無

意見公募手続は実施していません。

4. 意見公募を行わなかった理由

本件は、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、公益上緊急に省令の改  
正及び告示の制定の必要があり、30日以上の意見提出期間を定めた意見公募を  
行うことが困難であったため、行政手続法第三十九条第四項第一号に基づき、  
意見の募集を行いませんでした。